

東近江行政組合財政事情の公表に関する条例

(昭和47年4月15日)
(中部地域消防組合条例第27号)

改正 平成3年3月1日 条例第5号
平成10年3月12日 条例第1号

(趣旨)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の3第1項の規定による財政に関する事項(以下「財政事情」という。)の公表に関し必要な事項を定めるものとする。

(公表)

第2条 「財政事情」の公表は、毎年5月及び11月にこれを行なうものとする。

2 天災その他避けることのできない事由により、前項の期日に「財政事情」を公表することができないときは、管理者は事由の止んだときから1月以内において、その期日を定めてこれを公表しなければならない。

(記載事項等)

第3条 前条第1項の規定により、5月に公表する「財政事情」においては、前年10月1日から3月31日までの期間における次に掲げる事項を記載し、かつ、財政の動向および管理者の財政方針を明らかにするものとする。

- (1) 歳入歳出予算の執行の状況
- (2) 各市町の負担の状況
- (3) 財産、公債および一時借入金の現在高
- (4) その他管理者が必要と認める事項

2 前条第1項の規定により11月に公表する「財政事情」においては、4月1日から9月30日までの期間における前項各号に掲げる事項を記載し、かつ、前年度の収支の状況を明らかにするものとする。

3 管理者は必要に応じ「財政事情」の記載事項の基礎となるべき事実および数字を記載した文書をその附表として添付することができる。

(公表の方法)

第4条 「財政事情」の公表は、東近江行政組合公告式条例(昭和47年中部地域消防組合条例第4号)の例に準じて行なう。

2 前項の「財政事情」の原本はその掲示の日から6月間、何人も管理者の指定した場所において、その閲覧を請求することができる。

3 前項の規定による閲覧の請求およびその手続に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

第5条 この条例に定めるもののほか「財政事情」の公表に関し必要な事項は、管理者がこれを定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成3年3月1日条例第5号)

この条例は、公布の日から施行する。

付 則 (平成10年3月12日条例第1号)

この条例は、平成10年4月1日から施行する。